

平成30年度

事業計画

社会福祉法人 みはらし

法人本部

中区障害者地域活動ホーム

中区後見的支援室らるご

【基本理念】

「障害のある人もない人も、安心して暮せるまちにしたい」の理念に基づき、その人が望む暮らしを実現し、安定した毎日を送れるよう地域の支援拠点としての使命を果たします。

三障害一体サービス提供施設として、障害ごとに分けるのではなくその人に必要な支援を提供します。

人とひとの懸け橋になり、地域の福祉に貢献します。

あらゆる法令・社会規範を遵守し、障害のある方が安心して利用できるよう誠実に対応します。

法人本部

基本方針

昨年度に引き続き改正社会福祉法を遵守し、透明性のある事業運営と安定した経営を行います。

人材の採用・定着・育成について、積極的・計画的に取り組みます。

重点項目

- ・ 監事監査が十分に機能する仕組みを整え、適切な法人運営を行います。
- ・ 法人本部が主体となり、研修計画を立て、職員の資質の向上を図ります。

具体的な取り組み

- ・ 監事に十分な仕事及び説明の機会を確保します。
- ・ ホームページを活用し、必要事項を公表し事業運営の透明性の向上に努めます。
- ・ 上記に加え、ホームページでの活動紹介や広報誌配布等を通じ、親しみやすい事業展開を図ります。
- ・ 昨年度に引き続き、ボランティアの受け入れを行い、障害のある人たちと関わりをもつ人を増やし、職員となる人を育てていく取り組みを充実させます。
- ・ 昨年度に引き続き、定期的・継続的に就職説明会を実施します。
- ・ 昨年度取り組むことが出来なかった必要な研修の計画立案・実施に取り組み、研修制度の組み立てに着手します。

中区障害者地域活動ホーム

基本方針

- ・これまで福祉的サービスにつながっていない人への支援
- ・困っている人の所へ届く支援
- ・医療機関との連携により、障害の重い人への支援
- ・緊急を要する人への支援

「人に届く支援」を実現するために、開所時に掲げていた4点を基本方針とします。そして、活動ホーム単独ではなく、生活支援センターとの「三障害一体サービス提供施設」として、「中区にみはらしポンテがあって良かった。」と言っていただけるような施設を目指します。

基本姿勢（30年度引き続き継続）

- ・報・連・相の徹底
- ・情報の活用
- ・迅速対応
- ・他機関との連携

重点項目

- ・活動ホームの周知
- ・日中活動事業の安定運営
- ・法人型地域活動ホームとして、地域の支援拠点となる

具体的な取り組み

- ・30年度は、日中活動の安定運営を最優先課題とし、相談員、生活支援スタッフともに連携し活動ホーム全スタッフが一つになって、通所者のニーズに応えていきます。
- ・支援者の体制を整え、緊急ショートを受け入れや、入浴支援の希望に応えます。
- ・本人・家族の高齢化によって起きてくる課題に対応します。
- ・地域の社会資源として、貸室や入浴設備の貸し出しを積極的に行います。
- ・他機関との連携・外活動・地域活動の参加を積極的に行い、活動ホームのことを多くの方に知っていただく機会を増やします。
- ・ホームページ・広報誌の充実を図り、活動ホームの情報を幅広く周知していきます。

相談支援事業

1. 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターが事業開始となって3年目を迎えます。個々の相談員の力のみ
に頼る支援ではなく、どんな状況でも安定した支援が行き届くよう組織力の強化に力を
入れます。

30年度は、複数担当制・情報の共有・会議の活用を通し、組織力の強化を図ります。

総合的専門的相談

基本方針

- ・障害のある方が自分らしく生きることが出来るよう、総合的・専門的な相談支援を
実施します。

重点項目

- ・相談員各々の研鑽・組織としての研修を通し、資質の向上を図ります。
- ・本人ならびに介助者の高齢化によって表出する課題に対応します。
- ・強度行動障害のある方の特性理解に基づき、対応や関わり方を関係機関と共
有し、日々の生活がスムーズにいくよう支援します。
- ・簡易宿泊所に居住する障害者のニーズを把握し、特殊な地域事情に合わせた
支援を行います。
- ・触法行為についての予防・拘留後の生活の再構築の支援を行います。

具体的目標

- ・毎日の業務確認、週1回のミーティングを通し、各相談員の業務の共有を行
い、組織力の向上を図ります。
- ・行政や他の相談支援機関、福祉サービス提供事業者、地域などとの連携をもって相
談支援に当たります。
- ・24時間365日の相談支援体制を引き続き行います。
(転送電話等の活用も含みます)

地域の相談支援体制の強化

基本方針

- ・計画相談の普及に向けて事業所及び相談支援員の支援にあたります。
- ・地域の相談支援機関との連携強化に取り組みます。

重点項目

- ・ 計画相談員の不足の改善
- ・ 高齢分野の支援機関との情報共有

具体的目標

- ・ 主任基幹相談員の計画相談作成のスキルアップ（年6件計画案を模擬作成）
- ・ 新規指定特定相談支援事業所の開設支援（随時）
- ・ 新規開設、相談員の増員の事業所に計画相談を調整の上依頼する（随時）
- ・ 事業所訪問・電話などで計画相談作成のフォロー体制を作る
- ・ 地域ケアプラザとの連絡会の開催（6回）

地域移行・地域定着の推進

基本方針

- ・ 障害のある方が望む地域で生活が送れるように、生活支援センター（退院サポート事業）と連帯し、精神・知的・身体障害者の地域移行・定着の推進を図ります。
- ・ 個別ケースを通して、相互理解を図り、入所施設からの地域移行への支援、退院・退所後の生活を支える地域づくりに取り組みます。

重点項目

- ・ 障害者支援施設、精神病院等からの地域移行に向けた、普及啓発や理解促進に取り組みます。
- ・ 区域、ブロック域での地域移行・定着について、生活支援センターや病院等の相互理解を通して、横の繋がりを作る事に取り組みます。

具体的目標

- ・ 自立支援協議会 地域移行分科会において、障害種別をこえた情報共有、勉強会などを実施します。
- ・ 地域で暮らすという事について上がった課題を共有し、研修会（年1回）、普及啓発活動（年3回）を行います。
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に向け、指定一般相談支援事業者、生活支援センター、障害者支援施設や精神病院と連絡会を開催します（年1回）

権利擁護・虐待防止

基本方針

- ・ 啓発・啓蒙と個別対応の両軸で事業を組み立てていきます。

重点項目

- ・普及・啓発活動を行います
- ・研修・サポートネット分科会に積極的に参加します。

具体的目標

- ・研修やサポートネット分科会で知識と他機関とのつながりを積み重ねながら、個別の相談に対応できる力をつけていきます。
- ・日々の業務からアセスメントを行い、現状把握及び課題抽出を行います。
- ・自立支援協議会のなかで権利擁護研修を開催（年1回）。権利擁護に関する意識を高めていきます。
- ・市社協あんしんセンター・区社協あんしんセンターより講師を招き、各機関における成年後見制度に関する研修を実施（年1回）

地域独自の取り組み

基本方針

- ・地域の課題やニーズを抽出し、それに見合った事業を実施できるよう取り組みます。

重点項目

- ・地域診断を区役所・生活支援センターと協働して行います。

具体的目標

- ・各事業所を訪問し課題やニーズの聞き取りを行うとともに、基幹相談支援センターの役割を周知します。

2．中区自立支援協議会事務局

基本方針

- ・中区障害者自立支援協議会の事業推進の事務局として、中区役所・中区生活支援センター・中区社会福祉協議会と連携して取り組みます。

具体的目標

- ・代表者会（年1回）
- ・合同担当者会（年2回）
- ・部会（計画相談、グループホーム、障害ヘルパー、児童、精神、発達障害）
- ・課題別分科会（進路懇談会、地域移行定着）
- ・全体研修（防災、権利擁護）

3 指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

具体的な担当職員の配置が難しく、30年度の実施は難しい状況にあります。

31年度以降の事業再開に向けて努力します。

日中活動

基本方針

- ・達成感を持てる活動を提供します。
- ・所属感が持てるような支援を行います。
- ・心が落ち着くような環境の整備を目指します。
- ・緊張することなく、いつでも安心して支援を受けられる安定した状態を継続します。

重点項目

- ・待たせない
- ・ひとり一人の変化に気づく
- ・環境整備
- ・活動内容の充実

具体目標

- ・タイムテーブル（時間表）を明確にし、動きに混乱が無いように運営します。
- ・曜日ごとの作業を決めて、「今日は何をするか」を事前にわかる形をつくります。
- ・小グループをつくり、プログラムの参加や給食などをグループ単位とします。
- ・日々の振り返りに健康や意欲などに関する確認項目を入れ、変化を見落とさない仕組みにします。
- ・一つ一つの活動内容が見える化し、利用者だけでなく、学校や他機関など対外的にわかるようにします。

具体的な取り組み

- ・毎日の活動内容が滞りなく順調に進むよう、事前の準備を徹底します。
毎日の振り返りミーティングで、翌日の動き表、プログラムの内容、欠席者の確認なども実施します。
- ・プログラムの参加者を少人数で固定化し、待つ時間を無くし、柔軟な動きをします。
時系列で、具体性のある動き表を作成します。
- ・些細な変化も見逃さずに情報を共有し、相談員や家族につなげていきます。
日々の記録を月ごとに、時系列で状態を把握し、健康面・精神面の変化に対してきめ

細かい配慮を行います。

- ・長期休みになりやすい人に対して、所属意識をもってもらえるよう、働きかけをします。
電話での確認や、情報提供などを行い、本人やご家族が疎外感や孤立感を感じないよう配慮します。
- ・個別支援計画書が自分の物であると実感できるようにします。
本人が希望していること・気がかりに思っていることをしっかり向き合っ
て聞く時間をつくり、作成のプロセスを大事にして、本人の想いを具体的な言葉で表現
します。
- ・一つ一つのプログラムを見直し、利用者が少しでも達成感を得られる活動にします。
内容を整理し、見えていなかった問題点を明確にし、改善を図ります。

生活支援

1. 一時ケア・ショートステイ

基本方針

- ・支援拠点としての役割を確立します。
- ・支援レベルを向上させます。

重点項目

- ・緊急時にも安心してご利用頂けるよう、利用者情報の整備を行います。
- ・基幹相談、他機関、区SW等との連携強化を図り、多様なニーズに対応します。

具体的な取り組み

- ・成長に伴い障害特性の変化が多い学齢児の情報更新を実施します。
- ・加齢等に伴い身体状況の変化が多い利用者の情報更新を実施します。
- ・利用者に合った支援内容であるかをスタッフ間で検討・共有会議を定期的に行います。
- ・快適な過ごしを提供し続ける為、居室の修繕や遊具の充実化を実施します。
- ・一時ケア利用件数目標 800 件、一時ケア利用時間目標 3,000 時間
- ・ショートステイ延宿泊数目標 500 泊

2. おもちゃ文庫

基本方針

- ・地域の方々におもちゃ文庫をより知って頂き、親子で安全に楽しく過ごせる場所作り
を行います。

重点項目

- ・親子で一緒に楽しめるイベントやプログラムを開催し、利用者の増加を目指します。
- ・相談員や生活支援スタッフと連携し、必要に応じて子育て情報やサービス情報提供を行っていきます。

具体的な取り組み

- ・前年度好評だった体験型イベントを年間7回実施します。
- ・日頃のご利用の中で体験できる、読み聞かせプログラムを年間5回実施します。
- ・年間利用者数目標 1300人

4月 読み聞かせ (プログラム)	7月 工作体験 (イベント)	10月 読み聞かせ (プログラム)	1月 読み聞かせ (プログラム)
5月 工作体験 (イベント)	8月 読み聞かせ (プログラム)	11月 工作体験 (イベント)	2月 工作体験 (イベント)
6月 読み聞かせ (プログラム)	9月 工作体験 (イベント)	12月 クリスマス会 (イベント)	3月 リトミック (イベント)

4. 余暇活動

年末年始余暇を実施します。年末年始余暇も含め年間7回実施します。

- ・障害のある児童・障害者が休日を充実して過ごせるよう、余暇活動を実施します。
- ・地域のボランティアの協力や外部から講師を招いて、幅広く何らかの経験ができるものとする。
- ・通所者以外の参加が拡大できるようホームページ等を利用して周知に努め、誰にとっても利用しやすいものとする。

(新規)法人型・区連携事業(ポンテカフェ寿店)

基本方針

- ・簡易宿泊所で生活する障害者を対象とし、食事の提供を通じてつながりを作ります。
- ・寿地区に密着した活動を行い、地域特性・ニーズを診断します。

重点項目

- ・ランチ提供の場を作り、簡易宿泊所で生活する障害者のくつろげる場・必要に応じ支援と繋がる場を作ります。
- ・来店者への聞き取りやアンケートにより、地域特性やニーズを抽出します。

具体的な取り組み

- ・ランチ（軽食：費用は食材実費分）を提供します。
- ・寿町の物件を月に1日借り、テナントとして使用します。
- ・中区基幹相談支援センターならびに中区後見的支援室職員の配置、中区高齢・障害支援課障害担当職員ならびに中区生活支援センターによる巡回を通じて、支援と繋がっていない人との関わりを作ります。
- ・ボランティアスタッフを（2名/回）配置し、立場や考えの異なる人とのコミュニケーション力を醸成する機会を作ります。
- ・来店者予定15名程度
- ・カフェに必要な什器を整備します。

地域交流事業

地域の方々と共に、みはらしポンテ周辺的环境美化活動を継続して取り組みます。

地域自治会の行事に積極的に参加します。

被災地の活動の様子をご紹介しながら、被災地の物品販売の支援をします。

ポンテまつりを開催し、地域の方々や他団体との交流を図ります。

障害の有無を問わず、参加型のものづくり交流事業を実施します。

ロビーの装飾・ロビーでのイベント開催を通し、ロビーを交流の場とします。

中区後見的支援室 らるご

基本方針

中区後見的支援室「らるご」が開所し1年を迎えました。30年度はさらに障害のある方・各事業所・地域の皆様に「らるご」を知っていただけるよう積極的に事業説明を実施します。

また、昨年度に引き続き、登録者・ご家族に寄り添い、ご本人への理解を深め、関係を作っていきます。

重点目標

- ・事例紹介を含めた事業説明を行い、より深く本事業を知っていただきます。
- ・質の高い支援が維持できるよう、計画性を持って登録を行っていきます。
- ・責任者・担当職員・あんしんマネジャー・あんしんサポーターがチームとなって、事業に取り組めます。

具体的な取り組み

- ・対象者や地域、関係機関等へ事例紹介を含めた制度説明を、年12回を目標に行います。
- ・1年間の登録者数24名(12ヵ月×2名)を目指します。
- ・毎朝夕の打ち合わせでの情報共有に加え、毎月、全体会議・支援方針会議を行い、課題や支援の進め方をチーム内で共有し、協議します。